(設置)

- 第1条 国立大学法人大分大学(以下「法人」という。)に、外国人留学生及び外国人研究者等 (以下「留学生等」という。)のための居室を提供するとともに、教育・研究に係る地域等との 国際交流の推進に寄与することを目的として、大分大学国際交流会館(以下「会館」という。) を置く。
- 2 会館に、本館として錦町に錦町宿舎を、分館として旦野原に留学生寄宿舎を置く。

(館長)

- 第2条 会館に館長を置き、教育マネジメント機構国際教育推進センター長をもって充てる。
- 2 館長は、会館の運営に関する業務を掌理する。

(主事)

- 第3条 会館に主事を置き、教育マネジメント機構国際教育推進センターの教員のうちから館長が指名する。
- 2 主事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の主事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 主事は、館長の命を受け、会館に居住する留学生等の生活上の諸問題についての指導及び助言を行う。

(運営組織)

第4条 会館の運営に関する重要事項は、大分大学教育マネジメント機構国際教育推進センター 会議において審議する。

(入居資格)

- 第5条 錦町宿舎に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 大分大学(以下「本学」という。)に在学する外国人留学生及びその家族
 - (2) 学術交流のため本学が受け入れた外国人研究者及びその家族
 - (3) 本学の国際交流の促進に寄与すると館長が特に認めた日本人学生
 - (4) その他館長が適当と認めた者
- 2 留学生寄宿舎に入居できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 本学に在学する外国人留学生
 - (2) 本学の国際交流の促進に寄与すると館長が特に認めた日本人学生
 - (3) その他館長が適当と認めた者

(入居の選考及び許可)

- 第6条 館長は、会館に入居を希望する者から、別に定める入居許可申請書の提出があったときは、選考の上、入居を許可するものとする。
- 2 入居者の選考については、別に定める。

(入居許可期間)

- 第7条 会館の入居許可期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は入居期間の 延長を認めることがある。
- 2 入居期間の延長を希望する者は、館長の許可を得なければならない。

(寄宿料・使用料等)

- 第8条 入居の許可を受けた者(以下「入居者」という。)は、外国人留学生及び日本人学生に あっては寄宿料を、外国人研究者にあっては使用料を納付しなければならない。
- 2 使用料は、次表のとおりとし、所定の日までに納入しなければならない。

居室の区分	居室使用料	その他の使用料
旧玉の四月	石主区加州	月額で徴収するもの
単身用	月額 8,970円	自動車保管場所使用料
夫婦用	月額20,650円	月額2,527円
家族用	月額30,780円	

備考 上記のその他の使用料には消費税等を含む。

- 3 月の中途において入居又は退去する場合のその月の使用料は、前項に掲げる使用料の月額を その月の日数で除した額にその月の入居許可日数を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、入居を許可された期間が1月に満たない場合の居室使用料は、前項により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 5 寄宿料の額及びその徴収方法については、大分大学授業料その他の費用に関する規程(平成 16年規程第91号)の定めるところによる。
- 6 既納の使用料は返還しない。

(光熱水料等)

- 第9条 入居者は、寄宿料又は使用料のほか光熱水料等を負担しなければならない。
- 2 前項の光熱水料等の負担区分及び徴収方法については、別に定める。

(入居許可の取消し)

- 第10条 館長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居の許可を取り消すことができる。
 - (1) 第8条及び第9条に定める寄宿料・使用料又は光熱水料等を滞納し、督促を受けても 納付しないとき。
 - (2) 第12条の規定による損害賠償の義務を履行しないとき。
 - (3) 保健衛生上共同生活に不適当であると認められるとき。
 - (4) その他会館の管理運営上著しく支障があると認められるとき。
- 2 前項の規定により入居の許可を取り消された者が被る損失については、法人はその責任を負わない。

(退去)

- 第11条 入居者が次の各号の一に該当するときは、速やかに会館から退去しなければならない。 ただし、第4号の休学の場合で館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
 - (1) 入居期間が満了したとき。
 - (2) 第5条に規定する入居資格を失ったとき。
 - (3) 前条第1項の規定により入居の許可が取り消されたとき。
 - (4) 休学のとき。
- 2 入居者が、会館を退去するときは、館長に届け出なければならない。ただし、入居の許可を取り消された者にあっては、この限りではない。

(損害の賠償等)

第12条 会館を使用する者は、使用中にその故意又は過失等により会館の施設、設備等を毀損等した場合は、速やかに館長に届け出るとともに、遅滞なく原状に復し、又は当該損害を賠償しなければならない。

(事務)

第13条 会館の事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、会館の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年規程第15号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規程第39号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規程第42号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学国際交流会館料金規程(平成16年規程第116号)及び国立大学法人大分大学国際交流会館使用細則(平成16年細則第28号)は、廃止する。

附 則(平成23年規程第11号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規程第3号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規程第9号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規程第95号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第40号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和年規程第18号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和2年規程第34号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規程第28号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。